

専 門 部 規 定

(平成 15 年 6 月 28 日 理事会制定)

連盟定款第 6 章第 2 2 条に基づき専門部規定を定める。

(任 務)

第 1 条 専門部は理事会に直属する部門であり、理事会の諮問に答え、障害者スキーの普及及び強化をはかるとともに障害者スキーの各種事業の実施及び安全対策をはかる。

(組 織)

第 2 条 専門部は、普及部・強化部・事業部をもって構成し、必要ある場合は顧問を加えることができる。

(部 員)

第 3 条 専門部に専門部長・部員をおく。

(部員の選任)

第 4 条 専門部長は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

2、部員は専門部長がこれを推薦し会長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 専門部長・専門部員の任期は通常の理事任期と同じとする。

第 6 条 部員任期中に欠員または職務遂行に不都合が生じた場合は適時これを補充、交替する事ができる。

ただし任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 7 条 専門部会の会議は必要に応じて専門部長が招集する。

(専 門 部)

第 8 条 第 1 条の任務を遂行するため、次の部をおく。

(ア) 普及部

障害者スキーの普及に関すること。

障害者スキー指導員の育成・教育に関すること。

技術および指導法の指導、研究に関すること。

障害者スキーヤーの安全対策に関すること。

(イ) 強化部

- 競技選手の強化、育成に関すること。
- ジュニア選手の強化、育成に関すること。
- 競技記録簿の作成管理に関すること。
- 海外のスキー大会への選手及び役員の派遣に関すること。
- ナショナルチームの編成及び運営に関すること。
- ドーピングに関すること。
- スポーツ仲裁機構に関すること。

(ウ) 事業部

- 各種障害者スキーに関する講習会・研修会に関すること。
- 各種障害者スキー競技会・大会に関すること。
- 各種外部団体よりの委託事業に関すること。
- その他連盟の目的を達成するために必要な各種事業に関すること。

(部員の任務)

第9条 各部員の任務は次のとおりとする。

- (ア) 専門部長は部を統轄し、事業の立案・計画の実行を遂行する。
- (イ) 専門部において必要と認められた時は顧問を置く事が出来る。
- (ウ) 部員は専門部長の指示に従い、部の実務に当たるとともに広い視野に立ち障害者スキーの研究・普及・向上に寄与する。

(規定の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成15年9月27日から施行する。